

「スマホでつながり発見隊」 会則

第1条（名称）

本会は、「スマホでつながり発見隊」と称します（以下「本会」という）。

第2条（目的）

少子高齢化、過疎化、グローバル化、デジタル化、突然の非常事態、求められる多様性、そんな生活環境の中で、幸せな未来を創造するために、「希望のテーマ」をみつけ、関心のある人が集まって、かいしんけんせい 開心見誠に話し合い、互いの考えを融合して、「希望のテーマ」の実現を醸成する。本会は、そんな活動を支援する「プラットフォーム」を運営することを目的とします。なお、「希望のテーマ」は、一つの課題に特化します。そして「プラットフォーム」は、複数の「希望のテーマ」を夫々個別に支援します。

第3条（活動）

本会は、参加会員の活動を「希望のテーマ」毎に支援するため、次の活動を行ないます。

- (1) 人々が日頃感じている「希望のテーマ」を収集する活動
- (2) 「希望のテーマ」に興味を抱かれる参加会員を募集する活動
- (3) 参加会員への情報授受をする活動
- (4) 話し合いの場の設定をする活動
- (5) 情報授受のためのICTの構築をする活動
- (6) 情報授受器具としてのスマホ操作のアドバイスを行う活動

- 2 本会は、山口市道場門前2-3-6 どうもんビル内「さぼらんて」のスペースを主な活動拠点とします。なお、「希望のテーマ」が他地区にある場合は、出張支援を行う場合もあります。

第4条（会員）

本会は、「プラットフォーム」を支える常任会員と、本会の目的に賛同して「希望のテーマ」活動をする参加会員とからなります。

- 2 参加会員は会費を負担します。なお、会費は別途定めるものとします。

第5条（総会）

必要に応じて総会を開き、活動状況を把握して、プラットフォームの発展に供します。

第6条（役員）

役員は、会長、運営委員、事務局、監査、で構成し、常任会員の中から選出します。ただし、兼任を妨げないものとします。

- 2 役員任期は1年とします。ただし再選を妨げないものとします。
- 3 会長は、本会を代表し、会を統括して会員と共に活動するものとします。
- 4 運営委員は、本会の活動方針を考察すると共に、「希望のテーマ」毎に参加会員の中からチャンネルリーダーを選出して、チャンネルリーダーと共に企画・具体化を推進するものとします。
- 5 事務局は、若干名で構成し、本会の会計処理を行うと共に事務連絡等を担当します。
- 6 監査役員は、本会の活動及び会計予算の執行に関して、適正に実施されているか監査を行なって、総会で報告するものとします。

第7条（活動年度）

本会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。